

中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」への対応基本方針

平成25年11月26日 国際交流委員会制定

(目的)

第1条 この『中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」への対応基本方針』(以下「基本方針」という。)は、大阪大学の国際戦略に基づき海外から優秀な学生を獲得するため、中国政府による「国家建設高水平大学公派研究生項目」により本学に留学する優秀な学生に対し、『中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」による派遣学生に係る授業料等免除に関する要項』の第5条に基づき、授業料等の免除の支援に関する対応について基本的な事項を定める。

(学生身分)

第2条 基本方針が対象とする学生身分は以下のとおりとする。

- (1)「博士課程大学院生」(中国政府奨学金支給期間:36~48ヶ月):本学の博士(後期)課程に入学し、学位取得を目的とする者。
- (2)「共同養成博士研究生」(中国政府奨学金支給期間:6~24ヶ月):本学に特別研究学生として入学し、学位取得を目的としない者。

(受入内諾判断基準)

第3条 前条に定める学生を受け入れる際の内諾判断基準は、以下のとおりとする。

- (1)「博士課程大学院生」

中国国家留学基金管理委員会が定める中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」に申請予定であり、学位(博士)取得を目的として大阪大学に入学を希望する者で、志願する研究科から推薦され、国際交流委員会で承認された者。

- (2)「共同養成博士研究生」

中国国家留学基金管理委員会が定める中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」に申請予定であり、現在、中国の大学で博士(後期)課程に在籍し、本学で学位取得を目的とせず、特別研究学生として入学を希望する者で、受入部局において入学を許可された者。

(入学時期)

第4条 第2条に定める学生の入学時期は、以下のとおりとする。

- (1)「博士課程大学院生」は、10月及び4月とする。
- (2)「共同養成博士研究生」は、各研究科等の受入れ可能な時期とする。

(支援対象者)

第5条 支援対象者は、第3条で受入内諾を得た者で以下の要件を満たすものとする。

- (1)「博士課程大学院生」

本学の博士(後期)課程入学試験に合格し、中国国家留学基金管理委員会の選考において奨学金受給者と認められた者

- (2)「共同養成博士研究生」

中国国家留学基金管理委員会の選考に合格した者で、各受入希望研究科等が特別研究学生として受入れを認めた者

(支援内容)

第6条 支援内容は、次のとおりとする。

(1)「博士課程大学院生」

検定料、入学料及び入学する博士（後期）課程の標準修業年限の間の授業料を免除する。
なお、検定料については、出願時に徴収し、中国国家留学基金管理委員会の選考において奨学金受給者として認められたことを確認した上で免除する。

(2)「共同養成博士研究生」

授業料不徴収を定めた学生交流に関する覚書を締結している大学間（部局間）学术交流協定校からの交換留学の場合は、授業料不徴収の枠内で、12ヶ月以内に限り授業料を徴収しないものとする。

なお、授業料不徴収を定めた学生交流に関する覚書を締結していない大学及び授業料不徴収の枠内以外から受け入れる場合は、支援を行わない。

(申請)

第7条 第3条第1号に関する手続きは、別に定める。

附 則

この基本方針は、平成25年11月26日から実施する。

附 則

この基本方針の改正は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この基本方針の改正は、平成27年1月27日から施行する。ただし、平成25年11月26日から適用する。

附 則

この基本方針の改正は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

この基本方針の改定は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

この基本方針の改定は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

この基本方針の改訂は、令和3年6月22日から施行する。